

2024年1月12日

〒231-8008

神奈川県横浜市中区桜木町 1-1

富士ソフト株式会社

代表取締役 社長執行役員

坂下 智保 殿

〒100-6114

東京都千代田区永田町 2 丁目 11 番 1 号

山王パークタワー12階・14階

牛島総合法律事務所

3D OPPORTUNITY MASTER FUND 代理人

弁護士 牛島 信

同 川村 宜志

同 大澤 貴史

同 殿井 健幸

同 福田 航

同 松尾 茂慶

同 池田 侑希



株主提案書

3D OPPORTUNITY MASTER FUND（以下「3D」といいます。）は、富士ソフト株式会社（以下「富士ソフト」といいます。）の総株主の議決権の100分の1以上の議決権を6か月前から引き続き有する株主として、会社法第303条第2項に基づき、2024年3月に開催予定の富士ソフトの第54回定時株主総会（以下「本件定時株主総会」といいます。）において、下記第1に記載する議題（以下「本議題」といいます。）を株主総会の目的とするとともに、本議題について、下記第2に記載する議案（以下「本議案」といいます。）を提出します。また、3Dは、会社法第305条第1項及び会社法施行規則第93条に基づき、本議案の要領及び提案の理由を株主に通知することを請求します。

第1 提案する議題

(1) 監査役1名選任の件

(2) 監査等委員である取締役1名選任の件

ただし、第2(2)に記載のとおり、(2) 監査等委員である取締役1名選任の件は、富士ソフトが提案する監査等委員会設置会社への移行のための定款一部変更議案が承認可決された場合に効力を生じるものとする。

(3) 自己株式取得の件

第2 議案の要領及び提案の理由

(1) 監査役1名選任の件

① 議案の要領

スティーブン・ギブンス (Stephen Givens) 氏を監査役に選任する。

② 提案の理由

3D は、2023年8月、富士ソフトの企業価値向上策を募集し、著名なプライベートエクイティファンド3社(以下「提案者」といいます。)から、当時の株価を大幅に上回る価格で富士ソフトを買収することを内容とする、法的拘束力のない提案を受領しました。これらの提案によれば、提案者は富士ソフトを公開情報のみに基づき評価しており、仮に提案者がデュー・デリジェンスにより得られる情報を得ることができれば、より高い価格での提案を行うことができることが示唆されていました。なお、富士ソフトも認めるように¹、これら提案は十分な具体性・目的の正当性及び実現可能性を有するものであり、経済産業省が先般公表した「企業買収における行動指針」(以下「企業買収行動指針」といいます。)において記載される「真摯な買収提案」に当たるものでした²。

3D は、2023年9月、富士ソフトの取締役会にこれらの提案を提出しました。また、これらの提案について、企業買収行動指針に沿って富士ソフトの取締役会による真摯な検討がなされるべきと考えていたことから³、同取締役会に対して、各提案者やその他の潜在的な買収者と建設的なエンゲージメントを行い、包括的なデュー・デリジェンス資料を提供するとともに、最終的には富士ソフトの企業価値を最大化するための正式なプロセスの一環として法的拘束力のある提案を募集するためのあらゆる手段を尽くすように求めました。

この点、企業買収行動指針によれば、対象会社の取締役会は「真摯な買収提案」に対して「真摯な検討」をすべきとされています。すなわち、真摯な買収提案を取締役に付議のうえ、当該提案についての追加的な情報を買収者から得て、企業価値の向上に資するかどうかの観点から買収の是非を検討することが求められます⁴。

しかしながら、3D は、その後の富士ソフトとのコミュニケーションに基づき、取締役会にかかる職務を果たしておらず、富士ソフトが真に企業価値の向上に資するような検討プロセスを歩んでいないと考えています。上述のとおり、各提案者の買収提案には、デュー・デリジェンスにより得られる情報を得ることができれば、より提案を精緻化し、より高い買収価格で再提案できる可能性が示唆されていました。しかしながら、富士ソフトは、そのように明確な企業価値向上のための道筋が目前に存在するにもかかわらず、各提案者に対するデュー・デリジェンス機会を含む適切な情報提供を行わないまま、すなわち、買収提案の精緻化や買収価格の最大化を行わないまま、買収の是非を検討しようとしています。更に、その買収の是非を検討するに主体的な役割を占める社外取締役を含む取締役会は、未だに各提案者との正式な面談を設けていないと理解しています。

3D としては、これまでの経験に照らして、企業買収行動指針に則った健全な検討プロセスを経ることこそが、富士ソフトの企業価値を最大化するものと考えています。そのため、富士ソフトによる検討プロセスを不完全・不公正なままに放置することは、富士ソフトの企業価値を最大化する取引の実現性を損なうことに繋がると考えています。さらには、富士ソフトによるかかる検討プロセスの結果として、仮に買収提案を退けた場合、今後、他の潜在的な買収者においても富士ソフトと交渉することを躊躇するおそれがあると考えています。

3D は、富士ソフトの取締役会による上記検討プロセスはコーポレート・ガバナンス上の重大な過ちであると考えています。富士ソフトの取締役会は、完全かつ公正な戦略検討プロセスを確保するために、誠意をもって真摯かつ建設的に検討に取り組むべきであるにもかかわらず、著名なプライベートエクイティファンドによる提案に対して消極的であり、また、他の潜在的な買収者からの非公開化提案の募集も行っていないと考えられます。そのため、富士ソフトの取締役会は、取締役会に求められる最低限の法的義務を果たすことのみに関心しているように見受けられ、かかる富士ソフトにおけるコーポレート・ガバナンスの瑕疵は、同社の企業価値の最大化を妨げる重大な障害となっています。

2024年1月12日に、富士ソフトは、利害関係者との間での建設的なエンゲージメントの必要性を認識し、真摯な買収提案の検討について公表しました。しかしながら、かかる公表内容において、これまで特別委員会が具体的にどのような活動を行ってきたかについては曖昧なままであり、一連の検討プロセスが不完全・不公正なまま保たれてしまうのではないかという3Dの懸念は払しょくされませんでした。3D は、富士ソフトは、本年2月に公表予定の新たな中期経営計画の共有を含め、各提案者にデュー・デリジェンスの機会を提供し、買収提案の精緻

化と買収価格の最大化を行う必要があると考えていますが、富士ソフトはかかる対応について明らかにしていません⁵。

さらにいえば、非公開化提案を承認すべきか否かについて取締役会に提言又は勧告を行う特別委員会、及び最終的に結論を下す、社外取締役が過半を占める取締役会が、2023年9月の非公開化提案の提出以降、未だに提案者と面談を行っていないことに鑑みると、特別委員会及び取締役会が、企業価値の最大化という自らの責務を真摯に受け止め、公正かつ客観的に検討を行うかについて、疑義を抱かざるを得ないと考えています。

3Dは、富士ソフトの取締役会の監督機能を強化し、経済産業省が公表する各種ガイドラインを遵守したうえで、株主の利益を確保するためには、富士ソフトにおけるコーポレート・ガバナンスの改善が不可欠であると考えています。そこで、3Dは、スティーブン・ギブズ氏（以下「ギブズ氏」といいます。）を社外監査役に選任することを提案します。

ギブズ氏の略歴は、後記③のとおりです。ギブズ氏は、日本におけるM&A及びコーポレート・ガバナンス分野の第一人者であり、大手渉外法律事務所のパートナー弁護士となった後に自ら法律事務所を設立し、M&A案件を始めとする各種の企業取引の組成、交渉及び成立について豊富な経験を有しています。また、企業及び機関投資家の双方に対してコーポレート・ガバナンスや議決権行使に関するアドバイスを数多く行っており、上場企業の特別委員会の委員を務めた経験も有しています。

また、ギブズ氏は富士ソフト及び3Dの双方から独立しており、富士ソフトの全ての株主の利益を確保することができます。

3Dは、ギブズ氏が独立した立場から有益かつ独自の視点を提供するのみならず、コーポレート・ガバナンス及びM&Aに関する豊富な知識を富士ソフトの取締役会に還元すると確信しています。ギブズ氏は、富士ソフトのコーポレート・ガバナンス上の瑕疵を是正し、企業価値向上に向けた真摯な検討プロセスを確保するうえで適任な候補者ですので、3Dはギブズ氏を社外監査役に選任することを提案します。

③ 候補者の氏名、略歴等

| | |
|-----|-----------------|
| 候補者 | 生年月日：1954年7月18日 |
|-----|-----------------|

| | | |
|---------------------|---|----------------|
| | スティーブン・ギブズ (Stephen Givens) | 所有する当社の株式の数：0株 |
| ■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | | |
| 1982-1987 | デビボイス&プリンプトン外国法共同事業法律事務所 アソシエイト | |
| 1987-1990 | ギブソン・ダン&クラッチャー法律事務所 アソシエイト | |
| 1990-1996 | ギブソン・ダン&クラッチャー法律事務所 パートナー | |
| 1996-2001 | 西村総合法律事務所（現西村あさひ法律事務所） スペシャルカウンセ ル | |
| 2001-現在 | ギブズ外国法事務弁護士事務所/ JLX PARTNERS 法律事務所・外国法 共同事業 代表 | |
| | 学歴 | |
| 1972-1976 | ノースカロライナ大学チャペルヒル校（文学士, 歴史・古典） | |
| 1976-1977 | 京都大学（法学部） | |
| 1979-1982 | ハーバード大学ロースクール（法務博士） | |
| | その他 | |
| 2004-2014 | 慶應義塾大学法科大学院 非常勤講師 | |
| 2005-2014 | 青山学院大学法学部 教授 | |
| 2009-2013 | 上智大学法学部 非常勤講師 | |
| 2014 | 慶應義塾大学商学部 非常勤講師 | |
| 2014-2020 | 上智大学法学部 教授 | |
| 2015-2019 | 第一生命ホールディングス株式会社 社外取締役 | |
| 2017-2019 | 株式会社日立製作所 投融資戦略本部 アドバイザー | |

2018-2019 中野冷機株式会社 アドバイザリー・ボードメンバー

2019-2023 慶應義塾大学 非常勤講師

(重要な兼職の状況)

ギブンス外国法事務弁護士事務所 代表

Principal, J LX PARTNERS 法律事務所・外国法共同事業 代表

(2) 監査等委員である取締役1名選任の件

① 議案の要領

スティーブン・ギブンス (Stephen Givens) 氏を監査等委員である取締役に選任する。

なお、本議題は、富士ソフトが提案する監査等委員会設置会社への移行のための定款一部変更議案が承認可決された場合に効力を生じるものとする。

② 提案の理由

3D は、2023年8月、富士ソフトの企業価値向上策を募集し、著名なプライベートエクイティファンド3社(以下「提案者」といいます。)から、当時の株価を大幅に上回る価格で富士ソフトを買収することを内容とする、法的拘束力のない提案を受領しました。これらの提案によれば、提案者は富士ソフトを公開情報のみに基づき評価しており、仮に提案者がデュー・デリジェンスにより得られる情報を得ることができれば、より高い価格での提案を行うことができることが示唆されていました。なお、富士ソフトも認めるように⁶、これら提案は十分な具体性・目的の正当性及び実現可能性を有するものであり、経済産業省が先般公表した「企業買収における行動指針」(以下「企業買収行動指針」といいます。)において記載される「真摯な買収提案」に当たるものでした⁷。

3D は、2023年9月、富士ソフトの取締役会にこれらの提案を提出しました。また、これらの提案について、企業買収行動指針に沿って富士ソフトの取締役会による真摯な検討がなされるべきと考えていたことから⁸、同取締役会に対して、各提案者やその他の潜在的な買収者と建設的なエンゲージメントを行い、包括的なデュー・デリジェンス資料を提供するとともに、最終的には富士ソフトの企業価値を最大化するための正式なプロセスの一環として法的拘束力のある提案を募集するためのあらゆる手段を尽くすように求めました。

この点、企業買収行動指針によれば、対象会社の取締役会は「真摯な買収提案」に対して「真摯な検討」をすべきとされています。すなわち、真摯な買収提案を取締役に付議のうえ、当該提案についての追加的な情報を買収者から得て、企業価値の向上に資するかどうかの観点から買収の是非を検討することが求められます⁹。

しかしながら、3D は、その後の富士ソフトとのコミュニケーションに基づき、取締役会にかかる職務を果たしておらず、富士ソフトが真に企業価値の向上に資するような検討プロセスを歩んでいないと考えています。上述のとおり、各提案者の買収提案には、デュー・デリジェンスにより得られる情報を得ることができれば、より提案を精緻化し、より高い買収価格で再提案できる可能性が示唆されていました。しかしながら、富士ソフトは、そのように明確な企業価値向上のための道筋が目前に存在するにもかかわらず、各提案者に対するデュー・デリジェンス機会を含む適切な情報提供を行わないまま、すなわち、買収提案の精緻化や買収価格の最大化を行わないまま、買収の是非を検討しようとしています。更に、その買収の是非を検討するに主体的な役割を占める社外取締役を含む取締役会は、未だに各提案者との正式な面談を設けていないと理解しています。

3D としては、これまでの経験に照らして、企業買収行動指針に則った健全な検討プロセスを経ることこそが、富士ソフトの企業価値を最大化するものと考えています。そのため、富士ソフトによる検討プロセスを不完全・不公正なままで放置することは、富士ソフトの企業価値を最大化する取引の実現性を損なうことに繋がると考えています。さらには、富士ソフトによるかかる検討プロセスの結果として、仮に買収提案を退けた場合、今後、他の潜在的な買収者においても富士ソフトと交渉することを躊躇するおそれがあると考えています。

3D は、富士ソフトの取締役会による上記検討プロセスはコーポレート・ガバナンス上の重大な過ちであると考えています。富士ソフトの取締役会は、完全かつ公正な戦略検討プロセスを確保するために、誠意をもって真摯かつ建設的に検討に取り組むべきであるにもかかわらず、著名なプライベートエクイティファンドによる提案に対して消極的であり、また、他の潜在的な買収者からの非公開化提案の募集も行っていないと考えられます。そのため、富士ソフトの取締役会は、取締役会に求められる最低限の法的義務を果たすことのみに関心しているように見受けられ、かかる富士ソフトにおけるコーポレート・ガバナンスの瑕疵は、同社の企業価値の最大化を妨げる重大な障害となっています。

2024年1月12日に、富士ソフトは、利害関係者との間での建設的なエンゲージメントの必要性を認識し、真摯な買収提案の検討について公表しました。しかしながら、かかる公表内容に

において、これまで特別委員会が具体的にどのような活動を行ってきたかについては曖昧なままであり、一連の検討プロセスが不完全・不公正なまま保たれてしまうのではないかという3Dの懸念は払しょくされませんでした。3Dは、富士ソフトは、本年2月に公表予定の新たな中期経営計画の共有を含め、各提案者にデュー・デリジェンスの機会を提供し、買収提案の精緻化と買収価格の最大化を行う必要があると考えていますが、富士ソフトはかかる対応について明らかにしていません¹⁰。

さらにいえば、非公開化提案を承認すべきか否かについて取締役会に提言又は勧告を行う特別委員会、及び最終的に結論を下す、社外取締役が過半を占める取締役会が、2023年9月の非公開化提案の提出以降、未だに提案者と面談を行っていないことに鑑みると、特別委員会及び取締役会が、企業価値の最大化という自らの責務を真摯に受け止め、公正かつ客観的に検討を行うかについて、疑義を抱かざるを得ないと考えています。

3Dは、富士ソフトの取締役会の監督機能を強化し、経済産業省が公表する各種ガイドラインを遵守したうえで、株主の利益を確保するためには、富士ソフトにおけるコーポレート・ガバナンスの改善が不可欠であると考えています。そこで、3Dは、スティーブソン・ギブズ氏（以下「ギブズ氏」といいます。）を社外監査役に選任することを提案します。

ギブズ氏の略歴は、後記③のとおりです。ギブズ氏は、日本におけるM&A及びコーポレート・ガバナンス分野の第一人者であり、大手渉外法律事務所のパートナー弁護士となった後に自ら法律事務所を設立し、M&A案件を始めとする各種の企業取引の組成、交渉及び成立について豊富な経験を有しています。また、企業及び機関投資家の双方に対してコーポレート・ガバナンスや議決権行使に関するアドバイスを数多く行っており、上場企業の特別委員会の委員を務めた経験も有しています。

また、ギブズ氏は富士ソフト及び3Dの双方から独立しており、富士ソフトの全ての株主の利益を確保することができます。

3Dは、ギブズ氏が独立した立場から有益かつ独自の視点を提供するのみならず、コーポレート・ガバナンス及びM&Aに関する豊富な知識を富士ソフトの取締役会に還元すると確信しています。ギブズ氏は、富士ソフトのコーポレート・ガバナンス上の瑕疵を是正し、企業価値向上に向けた真摯な検討プロセスを確保するうえで適任な候補者ですので、3Dはギブズ氏を社外監査役に選任することを提案します。

なお、3D は、ギブズ氏を、監査役候補者として提案していますが、富士ソフトが 2023 年 11 月 21 日に公表した「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」によれば、富士ソフトは監査等委員会設置会社に移行することを企図しています。

当該移行のための定款一部変更議案が可決された場合には、監査役という機関がなくなるため、ギブズ氏を監査役として選任することはできなくなります。しかしながら、その場合であっても、富士ソフトにおけるガバナンス不全の是正、および取締役会の監督機能を強化することが必要であることに変わりはありません。

そのため、3D は、富士ソフトが提案する監査等委員会設置会社への移行のための定款一部変更議案が承認可決された場合には、同氏を監査等委員である社外取締役として選任することを提案します。

③ 候補者の氏名、略歴等

| | | |
|---------------------|--|----------------------|
| 候補者 | スティーブン・ギブズ (Stephen Givens) | 生年月日：1954 年 7 月 18 日 |
| | | 所有する当社の株式の数：0 株 |
| ■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | | |
| 1982-1987 | デビボイス&プリンプトン外国法共同事業法律事務所 | アソシエイト |
| 1987-1990 | ギブソン・ダン&クラッチャー法律事務所 | アソシエイト |
| 1990-1996 | ギブソン・ダン&クラッチャー法律事務所 | パートナー |
| 1996-2001 | 西村総合法律事務所（現西村あさひ法律事務所） | スペシャルカウンセ ル |
| 2001-現在 | ギブズ外国法事務弁護士事務所/ JLX PARTNERS 法律事務所・外国法 共同事業 | 代表 |
| 学歴 | | |
| 1972-1976 | ノースカロライナ大学チャペルヒル校（文学士, 歴史・古典） | |
| 1976-1977 | 京都大学（法学部） | |

| | |
|-----------|--|
| 1979-1982 | ハーバード大学ロースクール（法務博士） |
| | その他 |
| 2004-2014 | 慶應義塾大学法科大学院 非常勤講師 |
| 2005-2014 | 青山学院大学法学部 教授 |
| 2009-2013 | 上智大学法学部 非常勤講師 |
| 2014 | 慶應義塾大学商学部 非常勤講師 |
| 2014-2020 | 上智大学法学部 教授 |
| 2015-2019 | 第一生命ホールディングス株式会社 社外取締役 |
| 2017-2019 | 株式会社日立製作所 投融資戦略本部 アドバイザー |
| 2018-2019 | 中野冷機株式会社 アドバイザリー・ボードメンバー |
| 2019-2023 | 慶應義塾大学 非常勤講師 |
| | (重要な兼職の状況) |
| | ギブنز外国法事務弁護士事務所 代表 |
| | Principal, JLX PARTNERS 法律事務所・外国法共同事業 代表 |

(3) 自己株式取得の件

① 議案の要領

富士ソフトの取締役会における検討の結果として、富士ソフトが上記（1）及び（2）の提案者による買収提案に応じないことを決定したときは、富士ソフトは、会社法第156条第1項の規定に基づき、以下のとおり、富士ソフト普通株式を金銭の交付をもって取得する。

- 取得する株式の数：11,013,216株（1株6,810円）

- 株式取得対価の総額：75,000,000,000 円（ただし、会社法により許容される取得価額の総額（会社法第 461 条に定める「分配可能額」）が、当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得価額の上限額）
- 株式を取得することができる期間：本件定時株主総会の終了後一年間

② 提案の理由

コーポレートガバナンス・コードにおいて、取締役は中長期的な企業価値向上を推進するものとされています。取締役が、潜在的な買収者からの真摯な買収提案を慎重かつ客観的に検討することは、かかる義務に即したものです。そのため、富士ソフトの取締役会には、買収提案の価値（買収価格及び企業価値向上策）と、富士ソフトの経営計画の継続的な実行を通じて達成されうるリスク調整後の潜在的価値とを比較する義務があると考えられます。

かかる比較の結果、富士ソフトの取締役会が、富士ソフトの潜在的価値が買収提案の価値（株価を上回ることがほぼ確実である買収価格）よりも高いと判断し、買収提案を拒否することは、取締役会において、富士ソフトが市場で過小評価されていると考えていることを意味します。

かかる場合、取締役会は、富士ソフトの市場評価と取締役会が考える富士ソフトの潜在的価値との間の重大な乖離を解消するための措置を講じる必要があります。3D は、かかる乖離を解消する最も端的かつ直接的な方法は、富士ソフトが自社株式を取得することであると考えています。

また、3D は、富士ソフトによる自社株式の取得は富士ソフトの過剰資本を解消させるものでもあると考えています。すなわち、富士ソフトは、不動産の保有とその含み益によって過剰資本の状態にあると考えられます。3D は、富士ソフトの不動産の価値を約 1,950 億円と推計していますが、かかる推定を前提とすると、2023 年 12 月 31 日時点の含み益（税引後のもの）は約 780 億円となり、これを純資産に加えると合計約 2,400 億円¹¹となります。これによれば、富士ソフトにおける 2023 年 12 月期の自己資本利益率（ROE）は約 6%¹²となり、直近の業界平均の約 16%¹³を大きく下回ることとなります。したがって、富士ソフトの過剰資本は資本効率を低め、ひいては企業価値成長を棄損しています。

3D は、富士ソフトにおいては、自社の ROE を業界の平均水準まで引き上げるべきであり、それが富士ソフトにおける中長期の企業価値の成長を支えるものになると考えています。なお、仮に富士ソフトが、2026 年までに自社の ROE を業界の平均水準まで引き上げるためには、1,650 億円¹⁴の余剰資産を償還する必要があります。

富士ソフトの株式の、過去6カ月の一日当たり平均出来高を前提とし、市場参加率を35%¹⁵とした場合、今後1年以内で購入することができる富士ソフト株式の数量は約1,100万株¹⁶です。

そこで、3Dは、富士ソフトが今後1年以内に1,100万株程度の自己株式を取得することを提案します。なお、2024年1月12日現在の株価（6,810円）を前提とした場合、かかる自己株式の取得額は約750億円となります。なお、富士ソフト単体の分配可能額は約770億円¹⁷であることからすれば、3Dが提案する上記の金額は十分に実現可能な金額です。

¹ 2024年1月12日付け富士ソフトプレスリリース

² 企業買収行動指針 3.1.2

³ 企業買収行動指針では、買収価格や経営方針等に関する十分な情報を含んだ「真摯な買収提案」を受領した場合、取締役会は当該提案について「真摯な検討」を行い、企業価値を最大化するための措置を講じることが求められている。

⁴ 企業買収行動指針 3.1.2

⁵ 2024年1月12日付け富士ソフトプレスリリース

⁶ 2024年1月12日付け富士ソフトプレスリリース

⁷ 企業買収行動指針 3.1.2

⁸ 企業買収行動指針では、買収価格や経営方針等に関する十分な情報を含んだ「真摯な買収提案」を受領した場合、取締役会は当該提案について「真摯な検討」を行い、企業価値を最大化するための措置を講じることが求められている。

⁹ 企業買収行動指針 3.1.2

¹⁰ 2024年1月12日付け富士ソフトプレスリリース

¹¹ 2022年12月期の期末純資産(1,527億)+2023年12月期の想定純利益(140億)-想定配当額(49億円)+税後不動産含み益(780億円)で算出。想定純利益は会社計画の営業利益×70%で算出、想定配当額は、想定純利益に会社計画の配当性向35%を乗じて算出。

¹² 想定純利益(140億円)/不動産含み益考慮後の純資産(2,400億円)で算出。

¹³ CTC, SCSK, TIS, BIPROGY, ネットワンシステムズ, NSSOL, システナ, ISID, NSD, DTS の直近年度平均。

¹⁴ 2024年12月期~2026年12月期のブルームバーグコンセンサス営業利益に70%を乗じたものを想定純利益、想定配当性向は35%としたうえで、2026年12月期時点の自己株式取得前の不動産含み益考慮後の純資産を想定した上で算出。

¹⁵ シチズン時計、東芝の自己株式取得の実例から35%の市場参加率は実現可能と想定。シチズン時計は2023年2月-2023年6月の間に発行済株式総数(自己株式除く)の約17%を取得、その際の一日当たりの平均取得株式数は自己株式取得が公表される前日までの6か月の一日当たり平均出来高の36%程度。東芝は2018年11月-2019年11月の間に発行済株式総数(自己株式除く)の約30%を取得、その際の一日当たりの平均取得株式数は自己株式取得が公表される前日までの6か月の一日当たり平均出来高の35%程度。(東芝はToSTNETを活用)

¹⁶ 過去6か月の一日当たり平均出来高(126,600株)に2024年の取引日数(245日)及び、市場参加率(35%)を乗じて算出。

¹⁷ 2022年12月期時点の単体のその他資本剰余金(5億円)+その他利益剰余金(750億円)-自己株式(46億円)+2023年12月期の想定単体純利益(100億円)-2023年12月期の想定配当総額(39億円)で算出。想定単体純利益は2022年12月期の連結純利益に単体が占める割合を会社想定連結純利益に乗ずることで算出。想定配当総額は単体想定純利益に、会社公表の予想単体配当性向を乗ずることで算出。